

中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備 に関する投資計画に係る実施状況報告の手引き

○中小企業経営強化税制の対象設備の要件とされている中小企業等経営強化法第17条第3項に規定する経営力向上設備等のうち、中小企業等経営強化法施行規則第16条第2項第2号に定める「事業者が策定した投資計画（略）に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備」について、経済産業大臣（経済産業局）の確認を受けた設備投資計画については、「中小企業等経営強化法の経営力向上設備等のうち収益力強化設備に関する投資計画に係る実施状況報告の手引き」に記載のとおり、実施状況報告（3年間）を行う必要があります。実施状況報告に際しては、以下の手続きに従って報告を行ってください。

- 報告書（様式6、様式6別紙）に必要事項を記入いただき、必要書類（当該申請書の裏付けとなる資料等）を作成し、確認書の発行を受けた経済産業局にご提出ください。（郵送可）

※提出する部数は、確認申請時と異なり、1部です。

なお、報告書の受理にあたり、必要に応じて、経済産業局から報告書の根拠資料の提出、ヒアリングの実施をお願いすることもあります。

- 初回の提出期限は、投資事業年度の翌事業年度終了後4カ月以内です。以降、計3年間にわたり報告が必要となります。期日までに提出が遅れる場合等は、直ちに、経済産業局に連絡をしてください。

注：実施状況報告書に関しては、確認書の交付を受けた申請書に記載された全ての設備について、税制の優遇措置を受けなかった場合は、当該実施状況報告書にその旨を記載してご提出ください。それ以降の実施状況報告書の提出は、必要ありません。

○報告書作成に際しての注意事項

【様式6について】

- ① 〔確認書番号 ※〕は発行済み確認書と一致させること。

※特に複数案件の確認書発行を受けている事業者は、案件に間違いのな

いようご注意ください。変更確認書を受理している場合には、確認書番号と変更確認書番号を併記してください。

- ② 「1. 収益力強化設備の導入状況等 ①収益力強化設備等の導入状況」について、確認書発行時に記載した設備の導入状況を具体的に記載すること。導入状況に変更〔時期や金額等〕が生じている場合は、その理由について適切に記載すること。
- ③ 「1. 収益力強化設備の導入状況等 ②投資計画の実施状況（効果等）」について、確認書発行時に記載した投資計画の実施状況を具体的に記載すること。投資計画の実施状況に変更が生じている場合には、その理由について適切に記載すること。
- ④ 「2. 導入した収益力強化設備の内容」について、確認書発行時に記載した設備の内容を記載すること。金額項目は、報告者の経理処理〔消費税税込・税抜〕に合わせて記載すること。
- ⑤ 「3. 投資利益率の状況」について、別紙に記載すること。投資による効果を算出するため、営業利益の増加額だけを抽出し、算出にあたっては、確認申請時の計画書を参考に合理的な数字を記載すること。
- ⑥ 「4. 税制措置の利用状況」について、確認書発行時に記載した設備に対する税制措置の利用状況を記載すること。取得金額は税務申告時〔※1〕に記載した取得価格と一致しているか、各設備について、特別償却〔※2〕か税額控除のどちらかを活用したか判別が出来るよう記載すること。
※1 別表六、別表十六、特別償却の付表 等
※2 償却額を記載する場合は、普通償却＋特別償却の合計額のみとする。

【様式6別紙について】

- ⑦ 投資年度、1年目、2年目、3年目の計画値は確認申請時の数字と一致しているか。
- ⑧ 差額が発生している場合、「差額の要因」が十分に記載されているか。必要に応じ、実績値に対する説明資料を添付すること。

○個別 Q&A

(Q-1)

確認書発行後、設備投資を取り止めた場合にどのような手続きが必要となるのか。

(A-1)

初回の実施状況報告に、本税制を利用しなかった旨を報告書に明記していただき、提出してください。以後の実施状況報告は必要ありません。

(Q-2)

証明書（A類型）、確認書（B類型）のどちらも取得された事業者であって、経営力向上計画の申請の際に証明書（A類型）を添付し確認書は提出しなかった場合は、どのような記載となるのか。

(A-2)

初回の実施状況報告に、経営力向上計画の添付書類として、確認書（B類型）を利用しなかった旨を報告書に明記していただき、提出してください。以後の実施状況報告は必要ありません。

(Q-3)

当初の設備投資計画に対して、投資金額〔分母〕が増加又は減少した場合は、どのような記載をすれば良いのか。

(A-3)

様式6別紙の差額の主要因欄に「××の為、投資金額が〇〇円増加又は減少」などと記載してください。なお、内容が不明瞭な場合は、経済産業局より追加資料をお願いしたり、ヒアリングを行うことがあります。

(Q-4)

「申請書に記載された設備の取得等する年度が平成30年度であって、翌令和元、2、3年度の3年計画で投資利益率を算出した場合で、結果として平成30年度と令和年度の2力年に跨って、設備の取得があり令和元年度に事業の要に供した場合、実施状況報告書はどのような記載をすれば良いのか。

(A-4)

実施状況報告書は、設備を取得した申請者が、実際に設備を取得した年度の翌年度を実施報告書の初年度とし、以後3年間の報告を受けることとします。このため、Q-4の事例の場合は、令和2年度を実施状況報告書の初年度とし、以後、令和3年度、4年度の実施状況について報告

書を提出してください。

(Q-5)

決算期を変更した場合(①)、設備の取得が複数年にまたがる場合(②)、会社合併した場合(③)、設備を譲渡した場合(④)について、それぞれ報告書の提出は、どのようにすれば良いのか。

(A-5)

①について、変更した事業年度終了後4ヶ月以内に、実施状況報告書の提出をお願いいたします。②について、設備投資が完了した時点を起算とし、翌年度以降3年の実施状況報告書の提出をお願いいたします。③④については、合併や設備譲渡が行われた年度に、合併や設備譲渡が行われた旨を明記した報告書を提出してください。以後、実施状況報告書の提出は必要ありません。

(Q-6)

確認書を発行した法人が、名称変更等を行っている場合における注意点はありますか。

(A-6)

変更前後の履歴がわかる登記簿謄本などの写しを御提出ください。